

議案第58号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和6年6月13日 提出

松阪市長 竹上 真人

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(松阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の一部改正)

第1条 松阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年松阪市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項並びに附則第3条第5項、第6項及び第10項ただし書中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(松阪市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 松阪市職員の給与に関する条例(平成17年松阪市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第3号及び第4号並びに第18条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(松阪市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 松阪市職員退職手当支給条例(平成17年松阪市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(松阪市開発行為に関する環境保全条例の一部改正)

第4条 松阪市開発行為に関する環境保全条例(平成17年松阪市条例第150号)の一部を次のように改正する。

第12条中「者は、」を「ときは、その違反行為をした者は、」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第1号及び第2号中「者」を「とき。」に改める。

(松阪市消防団条例の一部改正)

第5条 松阪市消防団条例(平成17年松阪市条例第232号)の一部を次のように改正する。

第5条の2中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(松阪市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 6 条 松阪市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 234 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（松阪市水道水源保護条例の一部改正）

第 7 条 松阪市水道水源保護条例（平成 17 年松阪市条例第 289 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「者は、6 か月」を「ときは、その違反行為をした者は、6 月」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「者」を「とき。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 2 条の規定による改正後の松阪市職員の給与に関する条例第 18 条の 3 第 1 項第 1 号の規定及び第 3 条の規定による改正後の松阪市職員退職手当支給条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。